

九州運輸局同時発表

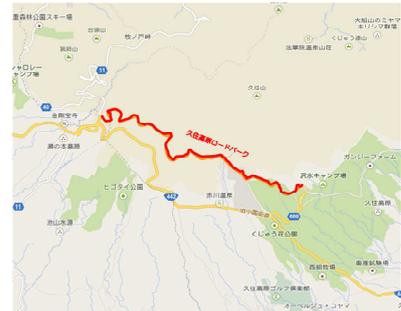
平成27年 2月17日
自動車局総務課企画室

一般自動車道「久住高原ロードパーク」の使用料金の変更認可について

岩崎産業株式会社から一般自動車道(※)「久住高原ロードパーク」の使用料金の変更認可申請があり、以下のとおり認可しましたので、お知らせいたします。

1. 久住高原ロードパークの概要

事業者名：岩崎産業株式会社（鹿児島県鹿児島市）
起 点：大分県竹田市久住町大字久住字久住山 4008 番の 4
終 点：大分県竹田市久住町大字久住字平木 3991-159
供用開始：平成6年7月29日
道路延長：8.8 km
通行台数：31,375 台（平成25年度）



2. 久住高原ロードパークの使用料金の変更認可の概要

車 種	変 更 内 容		改定率	実施予定 年月日	申請理由	
	改定料金	現行料金				
二輪自動車	400円	350円	14.3%	H27.3.1	安全性を維持するための道路整備費用等確保のため	
軽自動車	600円	500円	20.0%			
小型自動車						
普通自動車						
バス型自動車	マイクロバス	1,800円	1,250円			44.0%
	路線バス	1,800円				
	その他	2,500円	2,000円	25.0%		
大型貨物自動車						

- (注) 1. 「バス型自動車」とは、乗車定員11人以上の普通乗用車又は小型乗用車をいう。
2. 「マイクロバス」とは、路線バスを除いた乗車定員11人以上、29人以下で車両総重量8,000kg未満のバス型自動車をいう。
3. 「大型貨物自動車」とは、下記のものをいう。
(1) 普通貨物自動車で車両総重量8,000kg以上のもの、又は最大積載量が5,000kg以上のもの。
(2) 普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。
(3) 大型特殊自動車

(※) 一般自動車道：

道路運送法第2条第8項の規定に基づき設けられた道路。

専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道路で、道路法による道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）以外のもののうち、料金の支払い等によって誰もが通行できるもの。

平成26年4月1日現在、全国に28事業者、33路線（総延長321.4km）。

【お問合せ先】

自動車局総務課企画室 細川、中島
TEL：03-5253-8111（内線41155）
TEL：03-5253-8564（直通）
FAX：03-5253-1636